

27消安第5107号
27水漁第1449号
平成28年1月14日

都道府県水産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

水産庁漁政部加工流通課長

輸出向け水産物のカドミウム等に係る基準の遵守について

今般、我が国から台湾へ輸出されたえび類製品において、カドミウムの基準に適合しない事例が複数件発生しました。

台湾においては、我が国と同様、関係法令に基づき、水産物の輸入に際してはカドミウム等に係る検査が行われており、基準に適合しない場合には、当該水産物の廃棄・積み戻しのみならず、食品検査のロット検査抽出率の引き上げ強化や全ロットでの食品検査の義務づけ等の措置が講じられる場合があります。

このようなことから、台湾をはじめとする輸出先への水産物の継続的かつ安定的な輸出を推進していくため、下記の内容について、関係事業者に広く周知して頂きますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 海外へ水産物を輸出しようとする事業者は、輸出先におけるカドミウム等の基準を把握した上で、必要に応じて輸出前検査を実施し、輸出先におけるカドミウム等の基準に適合した製品であることを確認すること。
- 2 1により当該製品が輸出先におけるカドミウム等の基準に適合しない場合には、輸出は行わないこと。

(参考)台湾におけるカドミウムの基準値

魚類:0.3ppm、貝類:2ppm、頭足類:2ppm、甲殻類:0.5ppm

※ 基準値の詳細については、以下の台湾衛生福利部食品薬物管理署ホームページを参照願います。

<https://consumer.fda.gov.tw/Law/Detail.aspx?nodeID=518&lawid=100>

